

議会制度研究会設置要綱（改正案）

（目的）

第1 議会運営委員会の所掌事項となっている「議会制度改革の検討」について、議会運営委員会の決定に基づき、議会運営委員会が任意に設置する検討組織として、議会制度研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（構成及び職務）

第2 交渉会派については、会派構成員3名に対し1名を委員に選出し、複数人数で構成する非交渉会派については、それぞれ1名を委員に選出する。また1名で構成する会派等からの委員数は、その議員数の合計を3で除し端数を切り捨てた数とし、ローテーションにより交代で出席するものとする。従って自民4、公明2、立憲無2、改革1、共産1、国都民1、生ネ1の12名の委員に、1名で構成する会派等から交代で出席する委員3名を加えた15名の出席委員をもって構成する。なお、1名で構成する会派等の委員は、予め、届け出た出席順に基づき出席するものとする。

2 委員が出席できないときは、その会派に属するものの中から代理人を委員外議員として出席させることができる。

3 研究会に座長を置く。座長は研究会を招集し、その活動を主宰する。

4 研究会に副座長1名を置く。副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を行う。

（検討項目）

第3 議会制度に関する課題について検討を加え、必要な改善策を研究し提案する。

（研究期間）

第4 研究会の研究期間は令和8年3月末までとし、必要に応じて延長することができる。

（会議録の作成及び会議の傍聴）

第5 研究会の会議は全員での会議録を作成し、これを公開する。

2 議員の傍聴については認めることとする。

（会議に出席していない非交渉会派からの意見聴取）

第6 会議に出席していない非交渉会派からの意見を事前に聴取することとする。

なお、意見については、原則として文書によって提出するものとする。

（報告）

第7 研究会は、検討・研究を通じて委員間の意見の一一致を見た事項についてはその結果を、また、意見の一一致を見ない事項については、その検討経過を中間報告として適宜議会運営委員会に報告する。

2 議会運営委員会委員長は、座長に対して研究会での検討・研究の経過について、報告を求めることができる。

（事務局）

第8 研究会の事務局を区議会事務局に置く。

（その他）

第9 この要綱に基づくほか、研究会の運営に必要な事項は議会運営委員会で定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。